

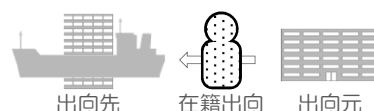
～ 船員の在籍出向の特例を実施します ～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、海運業・水産業を支える船員の確保に影響が生じる事態も想定されます。

雇用船員の感染等に伴い、乗組船員を確保・維持できない船舶所有者に対し、**交替要員を在籍出向の形態で配乗させる場合等の特例**を実施します。

これまで、在籍出向については、緊密な資本関係があり、技術指導、人事交流等の目的で実施されるものに限り、船員職業安定法上問題ないものとして認めていました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例



次の要件を全て満たすものとして、地方運輸局等が確認した場合、船員職業安定法上問題のない在籍出向として、新たに特例として認めることとします。

要件

- ① 新型コロナウイルス感染症に伴う影響により、乗組船員を確保・維持できない船舶所有者等に係るもの（以下のいずれかの場合によるもの）であること。
 - ・ 出向先事業主が、船員職業安定所への求人の申込みや船員派遣事業者からの派遣船員の受入れ等、通常、船員を配乗するためにとるべき努力をしても、なお、必要な乗組船員を確保できない場合
 - ・ 事業の一時的な縮小等を行う事業主が、人手不足等の事業主との間で在籍出向を活用して雇用維持を図るために行うものである場合。なお、例えば、当初から出向することを目的として雇い入れて出向を命じたり、コロナの影響がなくなった後に新たに出向を命じたりするなど、コロナ禍の雇用維持の目的と考えられる範囲を超えているものでないこと
- ② 出向元、出向先いずれも本邦事業主であること。
- ③ 在籍出向の期間は当面3月程度とすること。
- ④ 中間搾取や強制労働のおそれがないものであること。

まずは運輸局・運輸支局等の船員職業安定窓口にご相談下さい。
(ご相談の際は、電話・メール等にて。直接窓口にお越しいただく必要はありません。)

